

平成20年度（第4期）

知床・羅臼まちづくり基金

報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

社会投資家である寄付者や町内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここに、知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の平成20年度（第4期）事業報告をさせていただきます。

この基金は、渡辺清氏（寄付市場協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。基金の仕組みは、町が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的ニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」とすると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えます。

平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、「知床の自然保護・保全事業」を柱とし、老朽化が著しい町内唯一の羅臼町立診療所の建設を目的とした「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」、北方領土に隣接する町として、未だ進展のない北方領土問題の返還に向けた取り組みを行うための「北方領土返還運動事業」を政策メニューとさせていただいたところです。

これらの政策メニューに対し多くの賛同者を得て、基金への寄付は、第1期16,239,441円、第2期22,669,000円、第3期5,829,400円、今期は6,856,411円となっており、これまでの総額は51,594,252円（平成21年3月末）に達しました。

一方、運用益として245,166円の基金利子が生じており、基金総額では51,839,418円となりました。

地方自治を取り巻く環境は、「平成の大合併」や「三位一体改革」などによって激変をしており、加えて人口減少、少子高齢化が、今後ますます進むことが推測されます。

当町においても、こうした環境の変化を背景に「地域格差」や「医療格差」といった格差社会に直面しており、財政的にも大変厳しく、町政運営も極めて厳しい状況の中、医師・看護師の不足により町民の生命を守る医療体制の維持に支障が生じている状況にあります。

こうした中で、自立のまちづくりを目指している羅臼町にとっては、今後も厳しい町政を余儀なくされるものと思われ、寄付を通じた新たな地方自治を確立すべく努力してまいり所存であります。ご寄付いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせる地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。

みなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成21年 4月

羅臼町長 脇 紀美夫

知床羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成20年度（第4期）は、総額6,856,411円、延べ22件の寄付の申し込みがありました。

政策メニュー別では、「知床の自然保護・保全事業」が321,012円で2件、「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」が6,035,399円で18件、「北方領土返還運動事業」が500,000円で2件でした。

地域別では、町内が3,538,459円で13件、町内を含まない道内が2,655,952円で4件、また、道外では東京都が300,000円で1件、大阪府が200,000円で1件、神奈川県が132,000円で2件、埼玉県が30,000円で1件となっており、道外の各地域の総計は662,000円で5件となっています。

また、羅臼町出身者や羅臼町に縁のある方々で組織された親睦団体（ふるさと会）である東京らうす会から127,000円で1件の寄付を賜りました。

個人・団体別では、個人が2,410,719円で10件、団体が4,445,692円で12件となっており、個人1件当たりの平均額は241,072円、団体の1件当たりの平均額は370,474円となっています。

2 基金の処分

平成20年度での「知床の自然保護・保全事業」及び「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）」については、寄付金額が当面の目標としている事業の目標額及び概算事業費に達していないために、基金処分は行っておりません。

また、「北方領土返還運動事業」については、啓発葉書及び啓発看板の作成に係る概算事業費に達しておりますが、現在、優先事業について検討中のため、基金処分には至っておりません。

今後、事業実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

3 寄付の受入れデータ

(1) 年度別データ

(単位：件数=件・人数=人・金額=円)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	寄付額	件数	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然 保護・保全事業	3,778,268	40	350,000	9	165,000	8
診療所建設事業	11,926,173	28	18,975,000	56	5,109,400	29
北方領土 返還運動事業	515,000	4	3,344,000	5	545,000	6
指定なし	20,000	2	—	—	10,000	1
合計	16,239,441	74	22,669,000	70	5,829,400	44
運用益	—	—	19,271	—	114,564	—
基金取り崩し	—	—	—	—	—	—
基金合計						

	平成20年度		合計	
	寄付額	件数	寄付額	件数
知床の自然 保護・保全事業	321,012	2	4,614,280	59
診療所建設事業	6,035,399	18	42,045,972	131
北方領土 返還運動事業	500,000	2	4,904,000	17
指定なし	—	—	30,000	3
合計	6,856,411	22	51,594,252	210
運用益	111,331	—	245,166	—
基金取り崩し	—	—	—	—
基金合計			51,839,418	210

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	16,239,441	74	68	22,669,000	70	66	5,829,400	44	38
うち個人	1,149,500	43	38	880,000	17	16	494,400	17	16
うち団体	15,089,941	31	30	21,789,000	53	50	5,335,000	27	22
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	16,239,441	74	68	22,669,000	70	66	5,829,400	44	38
うち町内	13,704,441	33	30	15,875,000	54	51	3,394,400	24	24
うち道内 (町内除く)	1,415,000	18	17	3,300,000	4	4	1,835,000	8	7
うち全国 (町内・道内除く)	1,120,000	23	21	3,494,000	12	11	600,000	12	7
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1件あたり寄付額	219,452			323,843			132,486		
個人1人あたり寄付額	30,250			55,000			29,082		
団体1組あたり寄付額	502,998			435,780			197,593		

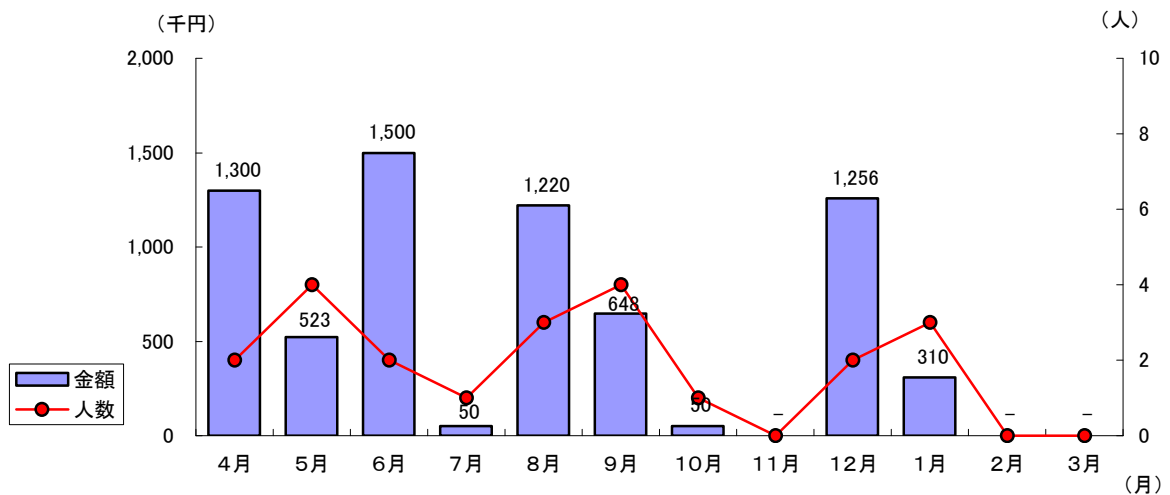
	平成20年度			前年対比		
	寄付額	件数	人数	寄付額	件数	人数
個人・団体	6,856,411	22	22	117.6%	50%	60%
うち個人	2,410,719	10	10	487.6%	59%	63%
うち団体	4,445,692	12	12	83.3%	44%	55%
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—
地域別	6,856,411	22	22	117.6%	50%	60%
うち町内	3,538,459	13	13	104.2%	54%	54%
うち道内 (町内除く)	2,655,952	4	4	144.7%	50%	57%
うち全国 (町内・道内除く)	662,000	5	5	110.3%	42%	71%
匿名のため不明	—	—	—	—	—	—
1件あたり寄付額	311,655			235.2%		
個人1人あたり寄付額	241,072			828.9%		
団体1組あたり寄付額	370,474			187.5%		

(2) 月別データ

(単位：件数＝件・人数＝人・金額＝円)

	知床の自然 保護・保全事業		診療所建設事業		北方領土 返還運動事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	人数	金 額
4月	0	0	2	1,300,000	0	0	0	0	2	2	1,300,000
5月	1	316,012	3	207,000	0	0	0	0	4	4	523,012
6月	0	0	2	1,500,000	0	0	0	0	2	2	1,500,000
7月	0	0	1	50,000	0	0	0	0	1	1	50,000
8月	0	0	2	1,020,000	1	200,000	0	0	3	3	1,220,000
9月	1	5,000	2	342,620	1	300,000	0	0	4	4	647,620
10月	0	0	1	50,000	0	0	0	0	1	1	50,000
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	2	1,255,779	0	0	0	0	2	2	1,255,779
1月	0	0	3	310,000	0	0	0	0	3	3	310,000
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第四期合計	2	321,012	18	6,035,399	2	500,000	0	0	22	22	6,856,411

月別グラフ

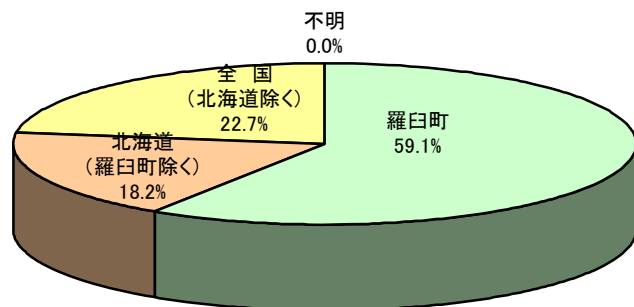


(3) 地域別データ

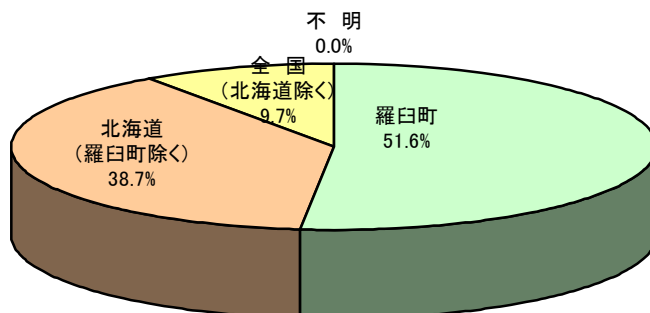
(単位：件数＝件・人数＝人・金額＝円)

	知床の自然 保護・保全事業		病院改修事業		北方領土 返還運動事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	人数	金 額
羅臼町	0	0	13	3,538,459	0	0	0	0	13	13	3,538,459
北海道 (羅臼町除く)	1	316,012	3	2,339,940	0	0	0	0	4	4	2,655,952
全 国 (北海道内除く)	1	5,000	2	157,000	2	500,000	0	0	5	5	662,000
東京都	0	0	0	0	1	300,000	0	0	1	1	300,000
大阪府	0	0	0	0	1	200,000	0	0	1	1	200,000
神奈川県	1	5,000	1	127,000	0	0	0	0	2	2	132,000
埼玉県	0	0	1	30,000	0	0	0	0	1	1	30,000
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第四期合計	2	321,012	18	6,035,399	2	500,000	0	0	22	22	6,856,411

地域別人数



地域別金額

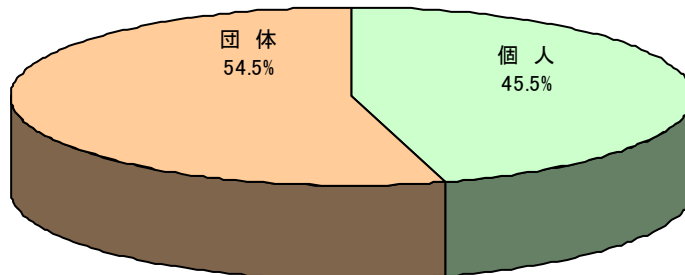


(4) 個人・団体別データ

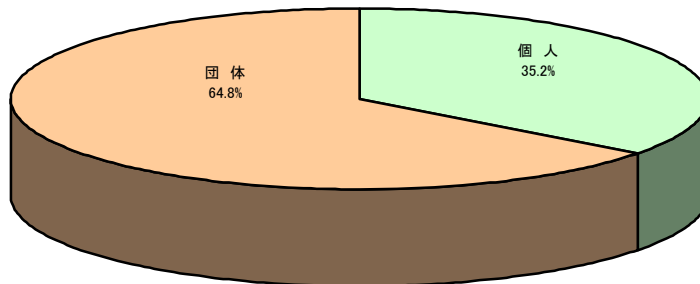
(単位：件数＝件・人数＝人・金額＝円)

	知床の自然 保護・保全事業		病院改修事業		北方領土 返還運動事業		指定なし		合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	人数	金 額
個 人	1	5,000	9	2,405,719	0	0	0	0	10	10	2,410,719
札幌 らうす会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京 らうす会	—	—	1	30,000	—	—	—	—	1	1	30,000
団 体	1	316,012	9	3,629,680	2	500,000	0	0	12	12	4,445,692
札幌 らうす会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京 らうす会	—	—	1	127,000	—	—	—	—	1	1	127,000
匿名のため 不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第四期合計	2	321,012	18	6,035,399	2	500,000	0	0	22	22	6,856,411

個人・団体別人数



個人・団体別金額



(5) 個人の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー		
		知床の自然保全	診療所建設	北方領土返還
三井 茂子	埼玉県鶴ヶ島市	—	30,000	—
福岡 仁	北海道目梨郡羅臼町	—	50,000	—
佐藤 房江	北海道目梨郡羅臼町	—	500,000	—
山下 和恵	北海道目梨郡羅臼町	—	30,000	—
杉目 正尚	北海道川上郡新得町	—	339,940	—
宮本 和子	神奈川県川崎市	5,000	—	—
吉岡 和守	北海道札幌市	—	1,000,000	—

(注) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人に了解を得ています。

掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

(6) 団体の寄付者の方々

氏名	住所	政策メニュー		
		知床の自然保全	診療所建設	北方領土返還
羅臼漁業協同組合女性部	北海道羅臼町	—	300,000	—
北海道コカ・コーラボトリング(株)	北海道札幌市	316,012	—	—
高部電気株式会社	北海道中標津町	—	1,000,000	—
東京らうす会(事務局)	神奈川県横浜市	—	127,000	—
(有)中谷漁業部	北海道羅臼町	—	1,000,000	—
羅臼ライオンズクラブ	北海道羅臼町	—	50,000	—
羅臼鮮魚買受人組合	北海道羅臼町	—	1,000,000	—
宗教法人念法真教	大阪府大阪市	—	—	200,000
羅臼町商工会青年部	北海道羅臼町	—	2,680	—
U I ゼンセン同盟	東京都千代田区	—	—	300,000
松緑神道大和山羅臼天水 チャリティーバザー実行委員	北海道羅臼町	—	50,000	—
愛結会	北海道羅臼町	—	100,000	—

※ 掲載の順序については、寄付の受付日順で表記しています。

4 基金の歩み

- 平成17年 4月26日 まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
- 平成17年 5月13日 羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
- 平成17年 6月22日 議会に条例案を提案し、全会一致で可決。
- 平成17年 7月20日 全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する。
- 平成17年10月13日 静岡県掛川市議会が世界自然遺産と知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成17年12月26日 寄付金が1,000万円を超える。
- 平成18年 5月 9日 静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成18年 5月18日 東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成18年12月 7日 寄付金が2,000万円を超える。
- 平成18年12月28日 寄付金が3,000万円を超える。
- 平成19年 4月25日 寄付金が4,000万円を超える。
- 平成19年 7月18日 埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
- 平成20年 8月20日 寄付件数が200件に達する。
- 平成20年10月31日 寄付金が5,000万円を超える。

【監修】寄付市場協会（J a D o M a C）会長 渡辺清

知床羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々が寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、3つの特定の事業に使われます。

※ 特定事業については、別紙政策メニューリストを参照願います。

3 寄付の申し込み方

① 「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申し込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

- ・ 羅臼町役場担当窓口での申し込み
- ・ 電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※ 役場窓口以外（電話、FAX、郵送）で申し込みされた方へは、役場より寄付金申込書・パンフレット・返信用封筒・振込案内を送付致しますので、返信用封筒にて寄付申込書を返送願います。

② 申し込みいただいた方には羅臼町より振込のご案内をさせていただきますので、指定の口座へお振込みください。

(振込み手数料については、本人負担となりますのでご了承願います。)

※ 役場窓口で申し込みされた場合は、直接窓口でご寄付していただくことも可能です。

※ 知床・羅臼まちづくり基金をかたった寄付の強要など、不当な請求が予想されることから、これらを防止するため、本基金は寄付申込書を役場に送っていただき、指定の口座へ送金していただくこととしています。

4 寄付金の額

- 1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

5 問い合わせ先

- 知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場総務部総務企画財政課までお願い致します。〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL : 0153-87-2114 FAX : 0153-87-2916

E-mail : kikaku.r@rausu-town.jp

- 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.rausu-town.jp>

<政策メニューリスト>

(1) 知床の自然保護・保全事業

- 世界自然遺産の知床は、原生の自然環境と多様な生態系を保持しています。世界的にも貴重な知床の自然環境を人類共通の資産と考え、より良い形で後世に引き継いでいくことが必要です。
- 羅臼町では毎年、ボランティアで知床半島のゴミ拾いを実施していますが、知床半島周辺及び海岸線も含め漂着物が多く、知床の景観や自然環境に大きな影響を与えています。
- 漂着物の調査やビジターに対する自然環境知識の啓発などを含めた自然保護・保全を検討しています。環境の専門家などの意見を参考にしながら、随時最適な事業を実施する方針です。

当面の目標

事業内容：知床半島周辺及び海岸線ゴミ拾い・漂着物調査

概算事業費：500万円

(2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進事業（診療所建設事業）

- 羅臼国保診療所は町内唯一の医療機関として診療を行っていますが、施設は築40年以上が経過し老朽化が著しく、施設の機能低下により受診者に対するサービスが行き届かない事態となっており、早急な施設整備が必要となっています。
- 世界自然遺産登録後、来町者の増加に伴う観光客の安全確保のための医療体制の充実が求められています。

事業内容：老朽化した病院の改修、町民及び来町者のための医療体制の充実

寄付目標額：3億円

(3) 北方領土返還運動事業

- 北方領土は日本固有の領土であり、返還は日本国民の大きな願いです。
- 平成4年から北方四島に住むロシア人との相互交流（ビザなし交流）も積極的に行われ相互理解と交流も行われています。
- 羅臼町では元島民を中心に様々な返還運動を実施しておりますが、寄付を介して国民世論を更に喚起し、より充実した事業の展開を進めていきます。

当面の目標

事業内容：

概算事業費：

北方領土返還要求運動記念塔の設置	500万円
啓発葉書の作成	50万円
啓発看板の作成	150万円

知床羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 寄付者から収受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 1 条の目的に対し寄付された寄付金の額とする。

(寄付金の使途指定等)

第 4 条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 6 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例（平成 17 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 7 条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 知床の自然保護・保全に関する事業
- (2) 医療・保健・福祉のまちづくり推進に関する事業
- (3) 北方領土返還運動に関する事業

(寄付金台帳の作成)

第 4 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、1 口 5 千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第 6 条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。